

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

申立期間について、20歳（昭和47年*月）になったとき、私が国民年金の加入手続をして、その後は夫の分と一緒に近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。一緒に納付した夫の保険料は納付済みとなっている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和47年*月）になったとき、国民年金の加入手続をして、その後はその夫の分と一緒に近くの郵便局で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、49年7月ころに払い出されたと推認されることから、申立期間のうち、49年4月から52年3月までの期間については、現年度納付が可能な期間である上、一緒に納付したその夫の保険料は納付済みとなっており、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり49年7月ころに払い出されたと推認され、その時点では、47年2月及び同年3月は時効により保険料を納付できない期間であり、47年4月から49年3月まではさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしており、保険料の納付状況が不明である。さらに、申立人が申立期間のうち、昭和47年2月から49年3月までの

期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金に関心があり、昭和 37 年に国民年金に加入して以来、60 歳になるまで一貫して、郵便局等で国民年金保険料を納付してきた。また、48 年からは付加保険料も合わせてきちんと納付している。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年に国民年金に加入し、郵便局等で国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによって 37 年 11 月ころに払い出されていると推認され、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、申立期間前後は納付済みである上、昭和 48 年 4 月以後は 60 歳になるまで 9 年にわたり付加保険料を納付するなど、国民年金に対する納付意識は高かったことが認められ、3 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年12月まで
② 昭和58年4月から63年8月まで
申立期間の国民年金保険料は元妻が納付したはずである。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をその元妻が納付したはずであると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年2月ころ払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間①の保険料を納付することは可能である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間は納付済みと記録されている上、申立人の国民年金保険料を納付したとするその元妻の当該期間の保険料は納付済みである。さらに、当該期間に引き続く49年7月から同年12月までの期間も申立人の元妻は納付済みであることから、申立人が、9か月と短期間である49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和45年4月から49年3月までの期間については、申立人の元妻の国民年金保険料も未納であり、保険料の納付をしたとするその元妻とは連絡がとれず、申立人自身は保険料の納付に関与していなかったことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、昭和45年4月から49年3月までの保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料をその元妻が納付したはずであると申述しているが、申立人は申立期間②の最初の月である昭和 58 年 4 月にその元妻と離婚していることから、申立期間②の保険料をその元妻が納付したとするのは不自然である。

また、申立期間②の住所地はB区とA市にまたがり、二つの異なる市区で国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで

昭和 43 年 8 月ころ、私は実家の仕事を手伝うため、妻と一緒にA町（現在は、B市）の実家に転居した。その際に、母が私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、A町に居住していた 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 8 月ころにA町の実家に転居し、その際に申立人の母が申立人及びその妻の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の加入時期から、申立人は、43 年 10 月ころに、その妻は同年 9 月ころに払い出されたものと推認されることから、国民年金加入状況に係る申立人の申述に不自然さは見られない上、その時点では、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録によると、申立人の妻は、昭和 46 年 1 月ころに申立期間と同一期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しているところ、その納付時に申立人の申立期間の保険料も一緒に納付することは可能であり、申立人のみ、8 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、申立期間の国民年金保険料を納付したとする、その母及びその父の申立期間と同一期間の保険料は納付

済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月ころ、A 区役所で国民年金に加入した。

加入当初は、夫が定職についておらず、私自身も体調不良で収入が無く、保険料を納付できなかったため、区役所職員から保険料免除を勧められて免除申請をした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月ころ A 区役所で国民年金の加入手続をするとともに、同区役所の職員に勧められて保険料の免除申請をしたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 7 月から同年 8 月ころまでに払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間は免除申請可能な期間である。

また、オンライン記録によると申立人と同時に国民年金保険料の免除申請をしたとするその夫は保険料が申請免除となっている上、申立期間は 11 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年5月から6年9月までは50万円、同年10月から7年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年10月31日まで
株式会社Aに勤務して申立期間の給与は41万円以上あったが、オンライン記録によると、この期間の標準報酬月額が平成5年5月から6年10月まで8万円、同年11月から7年9月までは9万2,000円となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成6年12月22日に、5年5月1日の資格取得時決定並びに同年10月及び6年10月の定時決定を取り消した上で、5年5月から6年9月までの期間については50万円から8万円に、同年10月から同年12月までの期間については53万円から8万円（6年11月からは厚生年金保険法改正により9万2,000円）に^{そきゅう}遡及訂正されていることが確認できる。

また、B基金の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の平成5年5月から6年10月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録と同様に訂正されている。

さらに、申立人と同日に標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正されている同僚が8人認められる。

加えて、申立人と同様に標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正されている同僚の給与明細書によると、平成5年5月から6年10月までの期間について、^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額に相当する保険料が控除

されていることが確認できる。

また、平成7年度滞納処分票の事蹟欄の記載によると、申立事業所の役員及び社会保険労務士が厚生年金保険料の納付に関する用件で社会保険事務所に来所した記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月22日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年5月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、5年5月から6年9月までは50万円、同年10月から7年9月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 1 月 7 日まで

A株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録では、20 万円となっているが、そんなに低い金額ではなかったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、平成 5 年 1 月 * 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているにもかかわらず、オンライン記録によると、その 1 年後の 6 年 1 月 24 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が申立期間について 53 万円から 20 万円にさかのぼって訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和26年1月6日に訂正し、同年1月の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②の株式会社AのD支店における資格喪失日及び同社E支店における資格取得日に係る記録を昭和27年10月21日に訂正し、同年10月の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年1月28日から同年2月1日まで
② 昭和27年10月30日から同年11月1日まで

ねんきん特別便を受け取ったところ、株式会社Aに係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間①のC支店からD支店に転勤したときと、申立期間②のD支店からE支店に転勤したときの被保険者期間に、それぞれ1か月の欠落があることに気づいた。

同一会社の支店間での転勤であり、勤務が継続していたことに疑いはなく、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aにおける辞令書の写し、株式会社B保存の人事表に基づく申立人の異動発令日に係る回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和26年1月6日に同社C支店から同社D支店に異動、27年10月21日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における昭和26年2月の記録から同年1月を8,000円、同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における27年11月の記録から同年10月を8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bでは、「株式会社Aは、従業員の給与から厚生年金保険料を控除し、控除した厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に対し、納付したはずである。」と主張しているものの、申立人の申立期間当時における給与台帳等の資料を保存していないことから、事業主による保険料納付を確認することができない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
A院に平成11年5月10日に入社し、12年3月31日の勤務時間終了まで勤務して退職した。その場合、厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月1日となるはずなのに、同年3月31日となっているため、同年3月分の被保険者期間の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びA院の事業主の供述から、申立人が同事業所において平成12年3月31日まで勤務していたことが認められるとともに、同年3月分の申立人に係る給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が平成12年3月31日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の資格喪失日は昭和63年8月31日であるとの回答を得た。株式会社AのB工場に58年4月1日から63年8月31日まで勤務したため、厚生年金保険資格喪失日は63年9月1日である。調査の上、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した普通預金通帳の写し及び雇用保険の被保険者加入記録から、申立人が株式会社AのB工場に昭和63年8月31日まで継続して勤務していたことが認められるとともに、申立人が保管している当該事業所に係る63年8月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の入社当時に係る昭和58年4月1日の給与明細書及び62年1月1日の株式会社AとC組合との労働協約(付帯協定・覚書)から判断すると、当該事業所における社会保険料は当月控除であったと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB工

場における昭和 63 年 7 月のオンライン記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては確認できる資料が無いため不明としているが、株式会社 A の B 工場が加入している D 基金は、申立期間当時、資格の得喪に係る届出用紙は複写式であったとしていることから、当該事業所は社会保険事務所に対し当該基金と同一の届出用紙で届け出たと推認されることから、当該基金において記録されている申立人の当該事業所に係る資格喪失日は昭和 63 年 8 月 31 日であることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年5月から同年9月までを11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和53年5月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月25日から同年10月1日まで
ねんきん定期便によると、昭和53年4月から同年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が7万6,000円になっている。しかし、申立期間に係る賃金支払明細票では、厚生年金保険料として4,015円（標準報酬月額11万円に相当する保険料）が控除されている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和53年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が保管するA株式会社の賃金支払明細票により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（7万6,000円）を超える報酬月額（同年5月は21万3,828円、同年6月は20万3,259円、同年7月は21万7,741円、同年8月は22万8,116円、同年9月は22万1,284円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月、同年8月及び同年9月は22万円）より低い標準報酬月額（11万円）に見合う厚生年金保険料（4,015円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和53年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月

額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金支払明細票で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和53年4月25日から同年5月1日までについては、賃金支払明細票により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(4,015円)に見合う標準報酬月額(11万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(7万6,000円)よりも高額であるものの、賃金支払明細票に記載された報酬月額(4月は7万7,719円)に見合う標準報酬月額(7万6,000円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(7万6,000円)と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る昭和53年4月25日付けの厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬月額決定通知書によれば、標準報酬月額は7万6,000円となっていることから、事業主は、賃金支払明細票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月21日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年5月20日から同年5月21日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社B営業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和61年5月20日になっており、次のA株式会社(本社)における資格取得日が同年5月21日になっている。継続して勤務していたので、空白期間があるのはおかしい。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管するA株式会社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、及び同社(本社)における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、同営業所において昭和61年5月20日に資格を喪失し、同年5月21日に同社(本社)において資格を取得していることが確認できる。

しかし、事業主によると、申立人は、昭和56年8月1日に入社以来、現在まで同社に継続して勤務しており、同営業所には61年5月20日まで勤務し、同年5月21日から同社(本社)に異動したとしていることから、申立期間においても、継続的な勤務が認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務(昭和61年5月21日に同社B営業所から同社(本社)に異動)していたことが認められることから、同営業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を61年5月21日に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月19日から同年6月1日まで
昭和33年4月1日から43年7月までA株式会社で勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間の1か月は被保険者記録が無い。当該期間は、同社のB工場からC工場へ転勤した期間であり継続して勤務しているので、この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し(昭和38年6月1日に同社B工場から同社C工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和38年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人のA会における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年8月1日、資格喪失日は27年1月6日であると認められることから、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②及び③について、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のB社（昭和33年10月21日付けで株式会社Cより名称変更。現在は、D社）における申立期間②に係る資格取得日を27年8月1日に訂正し、また、同事業所における被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（32年10月1日）及び資格取得日（37年10月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、昭和27年8月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年8月までの期間は1万8,000円、32年10月から35年4月までの期間は1万8,000円、35年5月から37年9月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から27年1月6日まで
② 昭和27年8月1日から29年9月1日まで
③ 昭和32年10月1日から37年10月1日まで

昭和24年8月1日から27年1月6日までA会に勤務し、また、27年1月から株式会社Cを経てB社に同年8月1日から40年1月1日まで継続勤務したが、A会に勤務した全期間及びB社に勤務した27年8月1日から29年9月1日までの期間及び32年10月1日から37年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を

求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年月日が一致する未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和24年8月1日に資格取得、27年1月に資格喪失）が確認できる。

また、申立人の同僚（故人）の妻は、期間の特定はできないものの、申立人は、同会に勤務していたと供述していることを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

さらに、A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同会において被保険者であった者4人が昭和27年1月6日付けで同時に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年8月1日に被保険者資格を取得し、27年1月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険記号番号が*である申立人と同姓同名で生年月日が一致する未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和27年8月1日に資格取得、40年1月1日に資格喪失）が確認でき、当該未統合となっている27年8月1日から29年9月1日までの期間、及び32年10月1日から37年10月1日までの期間についても被保険者記録が確認できる。

また、申立人の提出したD社発行の在籍証明書並びに同事業所の提出した労働者名簿及び進退録を踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められ、かつ、申立人の当該事業所における被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（32年10月1日）及び資格取得日（37年10月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から、昭和27年8月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年8月までの期間は1万8,000円、32年10月から35年4月までの期間は1万8,000

円、35年5月から37年9月までの期間は3万6,000円とすることが妥当である。

埼玉国民年金 事案 3854 (事案 3126 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、昭和 36 年 4 月ころ A 町内会の区長の勧めで私と夫の分の国民年金の加入手続を夫がした。その後は自宅に区長が集金に来ており、国民年金保険料を納付していた。最初は 5 センチ角の領収書で、その後集金カードとなり、42 年になって国民年金手帳をもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 41 年 9 月ころ払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 6 月までは時効により納付できない期間であり、39 年 7 月から 41 年 3 月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしているため保険料の納付状況は不明であること、また、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の保険料納付を示す証人として、新たに集金人の妻、集金人の息子及び集金人の息子の嫁の名前を提示したが、当該各人のうち、集金人の妻は 93 歳と高齢のため証言できず、ほかの二人からも申立人の保険料の納付に関する具体的な証言を得ることができなかったことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めら

れない。

また、今回、当委員会が改めて調査したところ、申立人は、昭和 36 年 4 月ころ A 町内会の区長の勧めで申立人の夫が申立人と夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は自宅に同区長が集金に来て夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、B 市保管の 36 年から 42 年までの年度別の集金人名簿によると、集金人名簿に同区長の名前が記載されているのは昭和 40 年度のみであり、36 年から同区長が集金していたとする申立人の申述と相違していることが明らかになった。

さらに、C 年金事務所において、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 36 年と上記同区長が集金人名簿に記載されている昭和 40 年度の B 市の国民年金手帳記号番号の払出簿を閲覧したが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は払い出された形跡がうかがわれないことも明らかになった。

加えて、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出される前の期間の集金方法について、最初は 5 センチ角の領収書で、その後集金カードとなり、昭和 42 年になって国民年金手帳をもらった記憶があるとしているが、B 市役所ではそのような集金の取扱いは聞いたことが無いとしており、申立人の申述と相違している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から49年12月まで

申立期間のうち、昭和43年2月から46年3月までの期間は家業を手伝いながら大学に通っており、43年2月に自分でA区役所へ行って国民年金に加入し、学生免除申請をした記憶がある。申立期間のうち大学卒業後の昭和46年4月から49年12月までの期間はそのまま家業を継ぎ、国民年金保険料はB郵便局において納付書で納めたと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から46年3月までの期間は43年2月に自分でA区役所において国民年金の加入手続を行い、当時学生であったので学生免除申請をしたとしているが、学生が国民年金に強制加入となったのは平成3年4月からであり、それ以前は任意加入であったため、43年2月当時は、学生は保険料免除申請ができなかったことから、申立人の主張には齟齬がある。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から49年12月までの期間は家業を継ぎ、国民年金保険料はB郵便局において納付書で納めたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51年5月ころ払い出されたと推認され、その時点では、43年2月から49年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、49年4月から同年12月までの期間はさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月14日から26年4月1日まで
② 昭和47年7月15日から同年11月1日まで

A院に勤務していた申立期間①及びB院に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②において勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述及びC社提出の辞令についての台帳の記録により、期間の特定はできないものの、申立人がA院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同じD職（当時。以下「E職」という。）として申立事業所に勤務したとする複数の同僚は、当時、E職については厚生年金保険に加入させていなかったと供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、終戦後から申立事業所に勤務したとする前記同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは申立期間①の後となっていることが確認できる。

また、C社では、申立期間①の申立人の厚生年金保険適用関係資料は無いことから、申立人の厚生年金保険加入については不明としている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立事業所において被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、期間の特定はできないが、複数の同僚から、申立人がB院に勤務していたとの供述は得られたものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じE職であった同僚には勤務したとする日から厚生年金保険の被保険者資格取得日まで約5か月の厚生年金保険未加入期間があることが確認できる。

また、B院では、申立期間②当時の勤務実態等に関する資料は無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等については不明としている。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 19 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 38 年 5 月に有限会社 A に入社し、同年 10 月まで継続して勤務していたが、年金記録では申立期間に係る記録が空白となっているため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社 A において、申立期間についても継続して B 業務に従事していた旨を供述しているものの、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者加入記録がある同僚 12 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 4 人が「申立人を全く覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態については確認することができない。

また、昭和 34 年 9 月から 45 年 10 月まで当該事業所において、人事・総務を担当するとともに、申立人の上司として勤務していた同僚は、「女子社員の離職率が高く、当時 4 月に数名入社しても 5 月には二人退社していくほど女性には仕事が激務だったので、欠員補充のため、37 年ごろから中途採用を行った記憶がある。」と供述しており、そのほか回答のあった同僚全員が、「厚生年金保険の被保険者加入記録について、問題ない。」と供述している。

さらに、有限会社 A の元事業主は、「当時の人事記録及び給与関係書類は、すべて廃棄しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。」と供述している。

加えて、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日は、オンラインの記録と一致しており、このほか、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
被保険者記録照会回答票によると、A株式会社での被保険者期間は昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 7 日までとなっているが、41 年 5 月分から同年 8 月分までの給与支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A株式会社において勤務していたことについては、事業主の証言及び事業主の提出した出勤簿により確認でき、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から同年 7 月までの期間については、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが申立人の所持する給与支払明細書から確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A株式会社は昭和 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立人が勤務していた事業所は、B地内にあったC店であり、自身のほかに3人のD職がいたと記憶しているところ、同僚及び事業主の妻も、「申立期間当時のD職は3人だった。」との回答があったことから、申立期間当時、当該事業所は従業員が5人未満であったため、厚生年金保険の適用を受ける必要のない事業所であったと考えられ、申立人に係る給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料であったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者期間を社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 31 日までの期間は、脱退手当金が支給されていると通知されたが、請求した記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 3 か月後の昭和 35 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、脱退手当金支給後に厚生年金保険被保険者資格を取得した A 株式会社では、新たな手帳記号番号を取得しており、B 株式会社で取得した厚生年金保険被保険者証の手帳記号番号を継続していないことが確認できる上、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年まで、国民年金への加入及び保険料の納付を行っていない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月16日から10年9月16日まで
② 平成10年9月16日から14年4月1日まで

私は、平成6年9月16日にA株式会社に常用として採用され、10年9月16日に子会社である有限会社B（12年7月に株式会社Cに変更）に移籍したものの、その間15年1月16日まで一貫してD株式会社E工場にF担当として派遣されていたが、厚生年金保険の加入記録は14年4月から同年12月までの9か月間しか無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社及び株式会社Cからの回答により、申立人が申立期間①においてA株式会社に、申立期間②において株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が提出した平成6年から15年までの源泉徴収票に記載された社会保険料の控除額を試算すると、申立期間中に厚生年金保険料の控除は無いことが確認できる。

また、申立人の勤務状況等について13人に同僚照会したところ9人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はいなかった上、これら13人のうち、申立人が同僚として名前を挙げた一人からは回答が無かったため、改めて電話照会を行ったものの、供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社Cは、「平成14年4月1日からの厚生年金保険法の改正により、加入対象年齢が65歳未満から70歳未満に拡大されたため、改正厚生年金保険法施行時時点で67歳であった申立人を厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 10 日まで
20 歳から転職を繰り返していたが、30 歳ころの昭和 48 年ころまで株式会社 A に勤務し、30 歳ころからは B 株式会社 に勤務していた。また、健康保険証を使用して月に一度は病院に通っていた。社会保険料は給与から控除されていたと思う。調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社 A の当時の元同僚 47 人に申立人の当時の勤務実態等を照会したところ、25 人（申立人が主張している C 工程の同僚 10 人を含む。）から回答があったが、いずれも申立人については記憶が無いと供述している。

また、株式会社 A では、「申立人が主張している株式会社 A の D 工場及び D 工場以外の各事業所の入退社簿から申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、30 歳ころの昭和 48 年ころまで株式会社 A に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者取得日が 40 年 2 月 28 日から 43 年 4 月 10 日までの間についての被保険者名（1,840 人）を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

2 B 株式会社の当時の元同僚 26 人に申立人の当時の勤務実態等を照会したところ 16 人から回答があったが、いずれも申立人については記憶

が無いと供述している。

また、B株式会社では、「申立人が主張しているB株式会社の各事業所すべてを調査した結果、退職者名簿から申立人は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、30歳ころの昭和48年ころからB株式会社に勤務していたと主張しているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者取得日が50年3月12日から52年2月28日までの間の被保険者(2,020人)を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

- 3 申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は無い上、E組合、F組合及びG基金から、申立人の被保険者記録は無いとの回答があった。

また、申立人は、両事業所の申立期間に係る勤務時期、勤務場所等について明確に記憶しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
私は、A株式会社（現在は、B株式会社）に昭和 60 年 4 月 1 日に入社し、62 年 1 月 31 日まで継続して勤務したが、同年 1 月は資格喪失月となっており、厚生年金保険の被保険者期間に加算されていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された被保険者資格喪失確認通知書によると、昭和 62 年 1 月 31 日喪失となっており、備考欄に「1 月 30 日退職」と記載されている上、C基金の加入者台帳の記録でも、申立人の喪失日は同日の同年 1 月 31 日となっており、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録によると、離職日は同年 1 月 30 日となっている。

また、事業主は、申立期間が厚生年金保険の資格喪失月につき、申立人の申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の給与からの控除をしていないとしている。

さらに、同事業所の同期入社 19 人の被保険者記録から資格喪失日を調べた結果、月末喪失は 12 人、翌月 1 日喪失は 3 人、その他日付喪失は 4 人となっており、当該事業所における資格喪失日は、各月 1 日とはされていないことがうかがえる。

加えて、申立人と同日入社複数の元同僚の供述からは、申立人の退職日の明確な日は判明しなかった。

なお、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に国民年金の被保険者資格を取得している。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社して C 担当の仕事をしていた。オンラインの記録によると申立期間の標準報酬月額は 7 万円前後になっているが、D 会社であった同社では、給与（7 万円）のほかに 5 万円くらいの手当が支給されていたと思う。申立期間の標準報酬月額をこの手当（5 万円）を加算した標準報酬月額（12 万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る昭和 49 年 4 月 1 日における厚生年金保険資格取得届出書である「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の標準報酬月額は 6 万円、報酬月額は 5 万 8,512 円と記載されており、また、事業主が提出した 50 年 4 月 1 日における資格喪失届出書である「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、標準報酬月額は 7 万 6,000 円（49 年 8 月 1 日の定時決定で標準報酬月額が 6 万円から 7 万 6,000 円に改定されている）と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、事業主は、昭和 48 年 6 月 1 日一部改正版の社員賃金規則を提出し、「当該賃金規則によると、賃金は、i) 本給、ii) 勤務給、iii) 職能給、iv) 手当であり、iv) の手当の種類は、家族手当、職責手当、職別手当及びその他の手当となっている。高等学校新卒女子事務技術職群の賃金は、本給（2 万 3,500 円）、勤務給（2 万 2,339 円）、職能給（8,400 円）合計 54,239 円となり、これに通勤費等を加算して、49 年 4 月 1 日に資格取

得した高等学校新卒者の事務系女子社員 57 人全員について、被保険者資格取得の標準報酬月額が 6 万円と届出がされている。また、申立期間当時に C 担当として支給するような手当は無かった。」と回答している。

さらに、昭和 49 年 4 月 1 日付けで A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した女性 8 人に照会したところ 6 人から回答があり、6 人全員(このうち二人が C 担当である)が「給与のほかに 5 万円くらいの手当は無かった。」と回答している。

このほか、申立人の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該会社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の標準報酬月額はオンライン記録と一致しているとともに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで、A 区の B 院に勤務していた。当時、C 職として夜勤専門で働いていた。私の厚生年金保険の記録には、同院に勤務していた期間の記録が無い。同院に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、D 局において昭和 58 年 11 月 15 日に資格を取得し、60 年 3 月 31 日に離職したことが確認できる。

しかしながら、D 局は、「当局が保管している申立人に係る委嘱書によると、申立人は、申立期間当時、夜間専任の E 員であり、厚生年金保険には加入していなかった。申立人と同様の職種及び雇用形態の職員が厚生年金保険に加入するようになったのは、平成 2 年 4 月からである。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立期間に被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 2 日から 39 年 1 月 7 日まで

私は昭和35年4月から39年1月まで継続して有限会社Aに勤務していたが、38年4月1日から同年10月2日までの期間しか厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、当該被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立人が有限会社Aで働いていた期間中に、同社が火災に遭ったことを記憶しているところ、B課は、「C地に存在した『E社』（健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和36年6月16日当時の事業所名は『F社』であることが確認できる。）は、37年*月*日に火災に遭った記録がある。」と回答していること、及び申立人の姉は「35年9月ころ申立人と一緒に有限会社Aに入社した。私は36年に別の会社に入社したため、有限会社Aを辞めたが、妹はしばらく働いていたと思う。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①当時に、同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人及び同僚4人の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和38年4月1日に連番で払い出されていることが確認できるところ、そのうちの一人からは、「私は33年ころから有限会社Aに勤務していた。」との供述が得られたほか、申立期間当時の事業主についても同日に払い出されていることが確認できる。

2 申立期間①及び②（以下「両申立期間」という。）について、閉鎖登記簿謄本から、有限会社Aは昭和61年8月*日に解散し、同年11月*日に清算終了していることが確認できる上、解散時の事業主は、「人事記録、社会保険料控除を確認できる関連資料等については、既に処分した。また、申立期間当時の事業主は既に他界しており、私も当時はまだ同社に入社していないことから、当時のことについては全く分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

また、申立人が記憶する同僚を含め、両申立期間当時に有限会社Aにおいて被保険者記録のある同僚11人に照会し、そのうちの7人から回答が得られたが、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 43 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 11 月から 44 年 2 月 1 日まで

昭和 41 年 5 月から 47 年 6 月 30 日まで A 院に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、被保険者記録照会回答票では、43 年 1 月 1 日からしか記録が無い。

また、昭和 43 年 11 月から 44 年 2 月 28 日まで B 院（現在は、C 院）に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、同票では、同年 2 月 1 日からしか記録が無い。

私の記録は、提出する履歴カードの前歴欄のとおりなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、A 院に係る資格を昭和 41 年 6 月 14 日に取得していることが確認でき、申立人が申立期間のほとんどの期間において同院に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業主は、申立人の申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について、不明と回答しながらも、「保管していた社会保険加入名簿の記録から、当時入社した者のほとんどが入社日には健康保険及び厚生年金保険の加入手続をしておらず、先に雇用保険だけ加入手続をしていることが確認できる。このことから、入社後の一定期間について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと考えられ、記録どおりに保険料を控除していたと思われる。」と供述している。

また、当時の同僚 6 人に照会したところ、4 人が厚生年金保険の資格

取得日より前に採用されたと供述し、6人全員が厚生年金保険の資格取得日より前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間について、保険料控除を記憶している者はいなかった。

さらに、A院に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録においても資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録及び事業所の事業所別被保険者名簿から、B院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年2月1日であることが確認でき、同日に申立人を含む28人が同院に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、D組合も、B院が健康保険の適用事業所となったのは、昭和44年2月1日であると回答している。

さらに、当時の同僚から、「昭和44年2月1日以前から勤務はしていたが、当時はまだ厚生年金保険には加入しておらず、同日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。44年2月ころ、当時の事務長から私には説明があったが、周知されていなかったかもしれない。」との供述が得られた。

加えて、B院に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録においても資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無いため不明と回答している。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

なお、申立人が提出した履歴カードの前歴欄には、申立人の主張どおりの職歴が記載されているが、これらは、申立人の申告に基づき、昭和44年9月1日からの勤務先が作成し管理していたものであるため、その記載内容から勤務の実態及び厚生年金保険料の控除を認めることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日までの期間及び平成 5 年 3 月 1 日から 7 年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 2 月 1 日から 4 年 8 月 1 日までの期間及び 5 年 2 月 15 日から同年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
③ 平成 2 年 2 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
④ 平成 5 年 2 月 15 日から同年 3 月 1 日まで
⑤ 平成 5 年 3 月 1 日から 7 年 6 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日までの期間について、実際に支給されていた給与額と標準報酬月額に相違があった。また、平成 2 年 2 月から 4 年 7 月まで C 株式会社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。さらに、5 年 2 月 15 日から株式会社 D に勤務していたが、同社における資格取得日が 5 年 3 月 1 日となっているほか、同社に勤務していた期間に実際に支給されていた給与額と標準報酬月額に相違があった。これらのことについて、納得がいかないのので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人と同時期に同社で被保険者資格を取得した複数の同僚について、申立人と同様に、標準報酬月額^{てきぎゅう}の定時決定及び随時改定が行われており、当該同僚からは自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

また、申立人の標準報酬月額を遡^{そく}及^きして訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

さらに、B株式会社の代理人であるE有限会社は、当時の厚生年金保険に関する資料は無い^{ため}、当時の状況については不明としている。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、C株式会社における自身の雇用形態は契約社員であり、仕事内容はE員であったと供述しているところ、同社の元役員は、当時、E員は厚生年金保険には加入させておらず、各自で国民年金や国民健康保険に加入していたと供述している。

さらに、複数の同僚に照会をしても、申立人のC株式会社における勤務実態について具体的な供述を得ることはできないほか、同社は既に廃業しており、事業主も所在が不明であるため、当時の状況等について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入しており、国民年金保険料は申請免除の記録となっている。

このほか、申立人が申立期間③において、C株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

3 申立期間④については、申立人の株式会社Dにおける雇用保険の被保険者資格取得日は平成5年3月1日であり、オンライン記録上の申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会をしても、申立人が、いつから株式会社Dに勤務していたかについては具体的な供述を得ることができない。

なお、申立人は、申立期間④において、国民年金に加入しており、国民年金保険料は申請免除の記録となっている。

このほか、申立人が申立期間④において、株式会社Dに勤務し、事業

主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 4 申立期間⑤については、オンライン記録を確認したところ、申立人と同時期に株式会社Dで被保険者資格を取得した複数の同僚について、申立人と同様に、標準報酬月額の時決定が行われており、当該同僚からは自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

また、申立人の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

さらに、株式会社Dは既に廃業しており、元事業主は、当時の厚生年金保険に関する資料は無いため、当時の状況等については不明としている。

このほか、申立人が申立期間⑤において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月30日まで
② 昭和34年10月15日から35年1月20日まで
③ 昭和35年2月10日から同年5月31日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた5か月間の健康保険厚生年金保険被保険者記録が欠落しているほか、B株式会社に勤務していた昭和34年10月から35年5月末までの期間のうち、35年1月20日から同年2月10日までしか被保険者期間が無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、高等小学校の紹介でA社に勤務していたとしているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名があることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には「学童」と記載されている上、申立人と同様に同名簿備考欄に「学童」と記載されている当時の同僚に問い合わせたところ、いずれの同僚も勤労働員学徒として勤務していたと供述していることから、申立人も勤労働員学徒として勤務していたものと考えられる。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(19年5月29日)に明文化されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険手帳番号の記載は無く、申立人と同様に同名簿の備考欄に

「学童」の記載がある同僚全員にも同番号の記載が無い。

さらに、申立人が勤務していた当時の同僚は社会保険の加入について説明は受けていないとしており、当時の状況について確認できない。

加えて、申立人も当時の給与明細書等を所有していないため、当該期間において給与から保険料が控除されていたことの確認ができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和34年10月15日から35年5月31日までB株式会社に勤務していたとしている。

しかしながら、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和35年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月10日に同資格を喪失している旨の記載がある上、同社の健康保険厚生年金保険の新規適用日が同年1月20日であり、同日以前には、当時の事業主を含めて厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚からも、申立人の勤務期間及び社会保険の加入状況等について具体的な供述が得られなかった。

さらに、申立人も当時の給与明細書等を所有していないため、給与から保険料が控除されていたことの確認ができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 26 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 1 月又は同年 2 月まで

自分が大学に通っていたことだが、昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 1 月（又は同年 2 月）まで、A 地にあった B 社のビル地下 1・2 階で「C 株式会社」が経営していた D 店で E 担当として勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和 42 年 9 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、44 年 6 月 1 日に再び資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格を喪失している。

2 年半くらい継続して勤務していたので、被保険者期間は途中で途切れることなく、昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 1 月（又は同年 2 月）までになるはずだ。

納得できないので、厚生年金保険未加入となっている申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述により、申立人の勤務期間は特定できないものの、申立期間において、申立人は、C 株式会社経営していた D 店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時において、厚生年金保険被保険者資格を喪失後再取得している者が複数確認できるところ、当該同僚のうち連絡が取れた同僚から、勤務していた期間のうち 1 年半ほど被保険者期間の空白がある旨の供述が得られた。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和 42

年7月1日から同年9月25日までとなっており、申立期間において雇用保険の被保険者記録が無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から45年7月26日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社に勤務していた期間(申立期間)における標準報酬月額が、実際にもらっていた給料と違っている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を行ったか否かについては、資料等が無いため不明としている。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額と複数の同僚(事業主の親族を含む。)の標準報酬月額を比較すると、当該同僚についても、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できる。なお、当該同僚のうち連絡先が確認できた同僚に、自身の記録等について照会したものの、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A株式会社における申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ころから30年ころまで
② 昭和30年ころから32年ころまで

昭和29年ころから30年ころまでA株式会社（現在は、B株式会社）でC担当として勤務していたにもかかわらず、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和30年ころから32年ころまでD株式会社でEの仕事をしてきたにもかかわらず、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A株式会社に勤務していたとしているが、事業主は、申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しており、当時の同僚は申立てに係る照会について、申立人を知らず不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、当時の同僚3人は、同社において試用期間等社会保険料が控除されていない期間があったと供述している上、そのうちの同僚一人は、「当時、F担当は社員ではなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、D株式会社に勤務していたとしているところ、当時の同僚3人は、具体的な時期は不明だが申立人が同社に勤務していたと供述している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡している上、同社は昭和36年9月1日に全喪しており、登記簿の保管もされていないため、事業主や役員に申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年12月1日であることが確認できる上、当時の同僚一人は、申立期間②当時に同社に勤務していた間は厚生年金保険に加入しておらず、32年12月以降に厚生年金保険に加入したと供述している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和45年2月1日から同年10月1日まで
③ 昭和52年4月1日から53年10月1日まで
④ 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

私は、A団（現在は、B社）及び同団が運営しているC院に勤務していたが、申立期間①のD院における標準報酬月額について、異動前のE院における標準報酬月額よりも1等級下がっている。

申立期間②のA団における標準報酬月額について、異動前のD院における標準報酬月額よりも1等級下がっている。

申立期間③のF院における標準報酬月額について、異動前のG院における標準報酬月額よりも1等級下がっている。

申立期間④のA団における標準報酬月額について、昭和57年10月1日の算定前の標準報酬月額よりも1等級下がっている。

すべての申立期間について、当時減給された記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和43年4月のE院からD院への異動による資格取得決定時に、3万3,000円から3万円に、45年2月のD院からA団への異動による資格取得決定時に、4万5,000円から4万2,000円に、52年4月のG院からF院への異動による資格取得決定時に、24万円から22万円にそれぞれ1等級下がっていることが確認できる。

しかしながら、A団及びC院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、異動による資格取得決定時に申立人と同様に標準報酬月額が下がっている同僚が複数いることが確認できる上、B社の担当者は、基本給が上がっていても、手当額の変動により標準報酬月額が1等級程度下がることはあると供述している。

申立期間④については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和57年10月1日の定時決定により、36万円から34万円に1等級下がっていることが確認できる。

しかしながら、当該定時決定においては、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている同僚が複数いることが確認できる上、H基金から提出のあった加入員台帳に記録されている標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致していることが確認できる。

また、前述のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 2 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 32 年 3 月 2 日から 33 年 3 月 15 日まで A 社で B 職として勤務したが、社会保険庁（当時）には 32 年 6 月 1 日以前の加入記録が無い。また、33 年 3 月 15 日から 36 年 7 月 15 日まで C 株式会社で B 職として勤務したが、こちらも社会保険庁には 33 年 7 月 1 日以前の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間に A 社の厚生年金保険の被保険者期間のある同僚（事業主を含む）は 7 人いるが、そのうち所在の確認できた同僚は一人のみであり、当該同僚は、「申立人の記憶が無い。」と供述しており、申立人の勤務状況や保険料控除について確認ができない。

また、上記同僚は、「自分は昭和 30 年 4 月に入社したが、厚生年金保険には 1 年 10 か月間は加入できなかった。」と供述しており、当該事業所は採用後ただちには厚生年金保険に加入させなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社の現在の事業主は、「当時の事業主の祖父及び次の事業主の父は既に死亡している。また、当時の記録は残っておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の資格取得、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している。

2 申立期間②について、当該期間に C 株式会社の厚生年金保険の被保険

者期間のある同僚 11 人に照会して 6 人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は、期間は特定できないが勤務していた。」と供述しているが、上記以外の 5 人は、「申立人の記憶が無い。」と供述している。

また、回答のあった同僚 6 人全員が、「試用期間が 3 か月間から 6 か月間あり一般の従業員はその間厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している上、事業主の実弟は「自分は事業主の弟であったので入社と同時に加入させてもらったが、一般従業員は試用期間後に加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②に係る申立人の勤務状況や保険料の控除及び納付について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便が届き確認したところ、正社員として勤務していた株式会社Aの資格喪失年月日が昭和 59 年 7 月 31 日となっている。同年 7 月 31 日に退社したので、資格喪失年月日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 7 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたと申し立てているが、雇用保険の離職日は、同年 7 月 30 日と記録されており、当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録（59 年 7 月 31 日資格喪失）と合致している。

また、当該事業所の事業主は、「退職日は、身分証明書の発行原簿により昭和 59 年 7 月 30 日であることが確認できた。」と回答している。

さらに、B組合に照会したところ、当時の資料については、「保管の期限を過ぎているため資料は無い。」と回答している上、申立期間当時に当該事業所で被保険者記録のある 7 人に照会したところ、3 人から回答があり、このうちの二人は、「申立人のことはやや記憶にあるが、申立期間については不明である。」とし、ほかの一人は、「申立人の記憶も無く、不明である。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 21 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 25 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①及び②は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。年金になると思い厚生年金保険被保険者証はずっと大事に保管していた。昭和 51 年からは国民年金に任意加入し滞納なく保険料を納付している。脱退手当金を受給したなら国民年金の任意加入をするはずがない。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとしており、申立人が現在も保管している厚生年金保険被保険者証には、「A社会保険事務所脱手」の印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立期間②に係る被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年1月から44年3月までに被保険者資格を喪失した同僚で脱退手当金の受給記録がある14人のうち、8人から回答があり、そのうち5人に受給した記憶があり、4人が「事業所が代理請求した。」としていることを踏まえると、申立人においても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。